

な形でできた荘園は中央の院宮王臣家などに寄進されて特権（不輸・不入の権）を獲得していくが、飢饉、疫病の流行、盗賊・海賊の横行、領主同士の争いなどという社会不安の増大していくなかで地方の有力者たちは武装をして有事に備え始め、これが武士の発生につながった。

このような国内情勢を背景にして十世紀の前半には相次いで平将門の乱・藤原純友の乱が起こって貴族社会を震駭させたが、律令軍団の形骸化してしまったこの時期に、これらの乱の鎮圧には武士の力に頼ることが極めて大きかった。そして武士団の中には招かれて中央の院宮王臣家の警備に当たるものもあった。

平安時代後期になって地方の郡・郷が崩れだすとともに郡司の持っていた伝統性の強い農民の支配力も弱まり、郡衙で執り行っていた仕事も国衙に吸収されて国司に地方行政の権限が集められたが、在地の土豪（旧来の在地豪族・土着した官人）や在地領主となった富豪層は「在庁」と呼ばれて介以下の官人とともに国衙の運営に当たるようになった。このような者の持つ武力については先に述べたとおりであるが、平安末期に起きた保元の乱（一一五六）や平治の乱（一一五九）においては武士団の棟梁としての源氏・平氏の活躍と果たした役割は古代における貴族政治に終わりを遂げさせ、間もない武家社会の到来を告げるものであった。

二 律令国家の変質と郷土

（一）荘園の時代と犀川

荘園の起こり

大化の改新（六四五）によって土地の公地化が行われ、戸籍に基づいて農民に土地を与え、死ねば返さ

せるといふ班田収授が行われるようになった。しかし、次第に人口の増加などによって土地の不足を来すようになったため、ついに養老七年（七二三）には三世一身の法を定めて、新しく池や溝を造って開墾した者には親・子・孫の三代にわたって土地の私有を認め、また既にあった池・溝を利用して開墾した者にはその者一代に限っての土地の私有を認めた。しかし、これもあまり効果が無く、天平十五年（七四三）には墾田永年私財法を出して、開墾した土地はすべて永久の私有を認めることになった。

このような法令が出されても一般の農民には開墾する余力はなく、専ら地域の有力者や貴族・寺院・神社などが奴婢・浮浪人を使ったり周辺の農民を雇ったりして開墾を進めた。その結果、法の制限を越える開墾も多くなったため、天平神護元年（七六五）には開墾を禁止したが、その効果もなく、宝龜三年（七七二）には再び開墾を認めるという状況になった。このようにしてできた私有地を荘園と呼んでいるが、八世紀から九世紀ごろの荘園を初期荘園と呼び、すべてがその所有者の経営であったので、自墾地系荘園という言い方もなされている。このほか律令制下の私有地としては位田・職田・神田・寺田などもあったが、このような土地も次第に荘園となっていく。このようにしてもともとも農民に班給する口分田の不足を補う目的で開墾を勧めたものであったが、しかし結果的には水田の増加にはつなげていかなかった。

荘園の発達

荘園にはもともと納税（輸租）の義務が課せられていたが、中央などの権力を持つ荘園領主は一定の手続きをとって自らの荘園の不輸租（税の取り立てのできない）特権を獲得していった。この申請の手続きは立券荘号と呼ばれ、太政官符と民部省符が

下されたために、その荘園は官省符荘と呼ばれた。

しかし、そのような特権の得にくい地方の有力農民（豪族）は、開墾した私有地を中央の権門勢家に寄進して名義的な所有者にし、自らは荘司または荘預という荘園の管理者となつて不輸租の権利を獲得していった。このような荘園は十世紀以後に爆発的ともいえる勢いで全国に広まったと言われているが、特に摂関家に集中していった。しかし、院政が摂関家を上まわる権力を示し始めると、荘園もそこに集中し始め、膨大な皇室領が成立するようになった。このような荘園は寄進によってできた荘園ということで寄進地系荘園ともいわれている。

このような形の荘園の増加は国・郡の財政ひいては国家の財政を圧迫して、律令国家を根底からゆるがすようになってきたので、延喜二年（九〇二）以後に荘園整理令を繰返し出して対策を講じたが、法令を出すのは大荘園領主である権門勢家であり、このような矛盾から効果は上がらなかった。そしてさらに荘園領主は国司の派遣する検田使や収納使を拒む権利（不入権）も認めさせていき、荘園は次第に国家の中で独立した存在になり、全国の田地は公領と荘園の二つに分けられることになった。

荘園領主は当初には田地の収穫や地子（小作料）を得るのが目的であったが、その後次第に荘民に対して公事（調・庸にあたるもの）を取り立てるようになった。公事は荘園領主が必要とする米以外の物資を調達するものであったが、平安時代末期には労働人夫の日・月割りを決め、年貢輸送から蔵の警備の兵役まで要求するようになった。

犀川の荘園

九州での荘園の全盛期は十二世紀であるが、大荘園領主は宇佐八幡宮とその神宮寺である弥勒寺、安楽寺

（菅原道真を祀る）で、その次が観世音寺である。荘園の中でも神社領・寺院領が約六二割を占めるが、土地領有区分では荘園は約九〇割に達し、公領は約一〇割にしか過ぎない（第8表参照）。宇佐八幡宮領・弥勒寺領

第8表 豊前国の土地領有区分

総面積	神社領	仏寺領	権門領	府領	公領
一四、三〇〇町	五、一四一	三、八〇九	三、六六四	二八〇	一、四〇六 (九三六)
一〇〇〇町	三五・九	二六・七	二五・六	一・九	九・九 (六・五)

（箭内健次編「北・九州―縄文より明治維新まで―」吉川弘文館 一九六八より）

寺領は九州の中でもやはり豊前国に集中しているが、その総面積は約六九〇〇町歩に達しており、豊前国の寺社領の約七五割を占めている。

その中で現犀川町域での宇佐八幡宮領は『八幡宇佐宮御神領大鏡』によると城井浦、幡野浦、横瀬浦の三荘園が見えており、十二世紀初頭にこれらの荘園が成立している（第9表参照）。

第9表 平安時代の宇佐八幡宮社領（福岡県内）

名称	成立年次	現在地	典拠
宇佐町	一〇八二	太宰府市五条	大鏡
余部村	一一七五	同	同
綱別荘	一〇〇三	嘉穂郡庄内町綱分	縁事抄
椿（新）荘	一〇〇三	同 穂波町椿	同
小家荘	一〇二三	浮羽郡吉井町（未詳）	大鏡

赤幡社	橋幡社	広幡社	奈古荘	横瀬浦	幡野浦	城井浦	角田荘	伝法寺	築城荘	宇原荘	草野荘	津隈荘	横代別符	大野荘	貫野荘	長野荘	到津荘	虫生別符	勾金荘	原田荘	竹野荘	三毛園	小河荘	奴山園	御深荘	宮野園	守部荘	加田久江園
一一二一	一一二二	一一二一	(平安末)	一一二一	一一二一	一一二三	一一〇六三	一一一〇	一一八五	九九八	九九八	一〇六一	一一七五	一〇八七	一〇五四	一〇八四	一〇〇七	一〇九七	一〇三一	一〇九九	一〇二六	一〇二三	一〇二三	一〇二三	一〇二三	一〇二六	一〇二六	
同	同	同	築上郡椎田町奈古	同	同	京都府犀川町	豊前市	同 伝法寺	築上郡築城町	京都府刈田町馬場	同 草野	行橋市上中下津熊	同 横代	同	同 貫	小倉南区長野	小倉北区到津新町	同 川崎町	田川郡香春町	三瀬郡三瀬町原田	浮羽郡田主丸町竹野	筑後三毛郡(未詳)	山門郡瀬高町小川	同 (同)	筑後上妻郡(未詳)	八女市宮野	三井郡大刀洗町守部	未詳
同	同	同	同	同	同	同	同	大鏡	益永文書	同	本朝世紀	同	大鏡	同	同	同	同	大鏡	本朝文集	同	同	同	同	同	同	同	同	同

○ 成立年次は、宇佐宮領として成立の意味で、必ずしも荘園そのものの成立年次ではない。
 ○ 宇佐八幡宮神宮寺弥勒寺領をふくむ。
 ○ 典拠欄の大鏡は、『宇佐八幡宮神領大鏡』の略。同じく縁事抄は『宮寺縁事抄』の略。

〔福岡県の歴史〕 光文館 一九九〇より

仲津郡西郷僧頼源

仲津郡西郷は現犀川町にあたるが、ここに十二世紀初頭(平安時代末)に住んでいた僧頼源について見ることにする。彼は天台山二宮御油所の検校(天台山二宮がどくかは不明であるが、蔵持山権現か)であったが、嘉承二年(一一〇七)十月五日夜に強盗に襲われて家財などを奪われたうえに家宅に放火されている(『平安遺文』四所収僧頼源)。その被害届は次のとおりである。

- ・ 田畑坪付 一通(豊前国印の押印のあるもの)
- ・ 焼失建物 住宅三字(五間×三間、二間×四間、三間×三間) 蔵 二字(五間×三間のもの)
- ・ 盗難家財 衣類、反物
- ・ その他 牛・馬の焼死

武器(腹巻三、打刀一)、馬具(鞍、泥障) 武具(腹巻三、打刀一)、馬具(鞍、泥障) このように頼源は僧であるが、田畠とかなりの家・屋敷を持ち、そのうえに武装までして、西郷内でも有力な名主ではないかと考えられている。地方の政治が乱れ治安の悪化したこの時期、この地方でも荘園を経営する名主層さえ武装し始めた生活ぶりが窺える。

(二) 豊前の武士団と犀川

武士のおこり

奈良時代に壘田永年私財法(七四三)が出されて壘田の私有が認められるようになると、農村では有力

農民層（旧来の地方豪族・有力農民・有力戸主）が土地の開墾を始めたことは先にも取り上げたが、広大な土地を所有して農民を支配し領土化し始めた有力農民たちは、のちにその土地を権門勢家や寺社に形式的に寄進して荘官となり、不輸・不入の権を獲得して律令国家の干渉から逃れようとした。

しかし他方では当時の社会情勢から、他の勢力の侵入や闘争に備える必要があり、さらには自己の支配権の確保や勢力の拡大のために家の子・郎党に武装させるようになった。それは平安時代中期（十〜十一世紀）のことであり、これが各地での武士の発生となった。

また地方に土着した官人や貴族層も広大な私営田を経営して次第に領土化していくが、彼らも武装し、中には各地に発生した中小の武士団をまとめて棟梁として仰がれる者も出てきた。

このような地方の状況に対して中央では衛府が無力化し、院宮王臣家でも私的な武力を持つようになり、宮廷においても天皇の警護のために武者を置き、院政期に入ると上皇も院の武者所を置いた。また摂関家においても十世紀以降には清和源氏が警護を行った。

武士の発展

このような武士たちがその実力を発揮したのは、十世紀前半におきた平将門の乱（九三九〜四〇）・藤原純友の乱（九三九〜四一）の鎮圧や瀬戸内海を跳梁する海賊の鎮撫の際であり、その存在を広く国内に示すことになった。そのような出来事の中で中小の武士団を広範にまとめてその棟梁となったのが清和源氏と桓武平氏である。特に清和源氏は前九年の役（一〇五一〜六二）・後三年の役（一〇八三〜八七）の両役を通して関東の武士とのつながりを深くし、また桓武平氏は院に接近して諸国の受領（国司）になって力を蓄えること

もに、十一世紀後半には北面の武士として僧兵の横暴を抑えた。

そして特に古代末期に起きた保元の乱（一一五六）、平治の乱（一一五九）においては、院・天皇・貴族の政治上の対立や矛盾は武士の力に頼ることなしにはその解決も生命の安全も保証されないとこまできってしまったことを露呈した。

九州の武士団

九州でも平安時代には外敵の侵入や内乱に際して、在地の豪族が保持していたと思われる武士の活躍が見られる。寛平六年（八九四）に新羅の海賊が対馬に来寇の際には島守や郡司などが防衛軍を組織してそれを撃退しているが、当時既に律令国家としての軍制は形骸化しており、在地の有力者の持つ戦力に依存せざるを得ない状況であったと考えられている。

また前伊予国司であった藤原純友の乱の際にも、やはり中央貴族で土着したと考えられる地方豪族の武力が中心的な役割を果たして、純友軍との戦闘を繰り広げている。また寛仁三年（一一〇一）の刀伊の来寇に際しても、応戦し撃退したのは前任・現任の府官たちが中心になっており、当時既に大宰府とその管下ではこのような有力者が武力を保持して領土化し、治安その他を支えていたことがわかる。

豊前の武士団

われわれの郷土の発生期の武士についての記録は皆無であるが、前出の仲津郡西郷の僧頼源は田島を所有してかなりの邸宅を構え武装もしていたことからすれば、彼は在地の小領主と考えられ、平安時代末期には、この地方でも各地域にはこのような中・小領主のいたことが推測される。

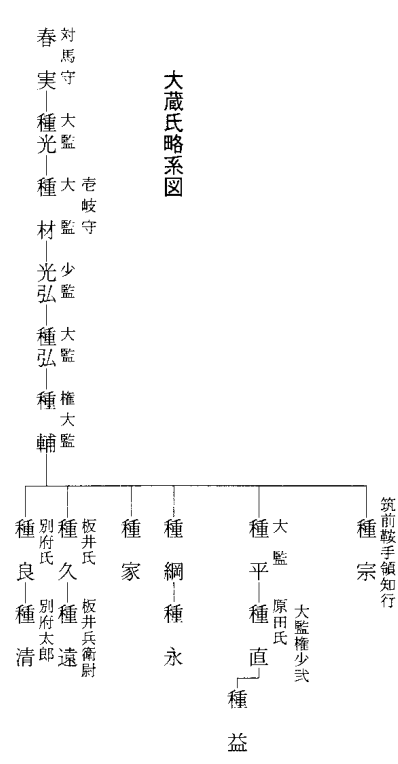
ところで先の藤原純友の乱の際に博多で奮戦した追捕使主典の大蔵春実おおくら ちはるはその後土着して府官に任じられ、その後一族は九州各地に勢力を拡

第10表 京都・行橋地方の主な遺跡一覧

18図の 番号	遺 跡 名
1	石塚山古墳 (前方後円)
2	番塚古墳 (〃)
3	御所山古墳 (〃)
4	浄上院遺跡 (縄文)
5	葛川環濠遺跡 (弥生)
6	椿市廃寺 (白鳳)
7	八雷古墳 (前方後円)
8	前田山遺跡 (弥生～古墳)
9	下稗田遺跡 (弥生～古墳)
10	庄屋塚古墳 (前方後円)
11	橋塚古墳 (円)
12	黒田遺跡 (縄文)
13	綾塚古墳 (円)
14	扇八幡古墳 (前方後円)
15	御所ヶ谷神籠石
16	姫神古墳 (前方後円)
17	木山廃寺 (白鳳)
18	本庄古墳 (前方後円)
19	節丸西遺跡 (縄文)
20	上坂廃寺 (白鳳)
21	豊前国分寺跡 (奈良)
22	豊前国分尼寺跡 (奈良)
23	豊前国府跡 (奈良～平安)
24	甲塚大円墳
25	甲塚方墳
26	竹並遺跡 (弥生～古墳)
27	隼人塚古墳 (前方後円)
28	石並古墳 (前方後円・帆立貝式)
29	多米駅推定地
30	官道 (駅路)

大していった。板井氏も大蔵一族であるが、十二世紀初めには豊前国に土着して在庁官人となり、板井種遠のころは平氏の与党として豊前国府内部の田所・税所両職を兼任して勢力をふるった。『宇佐大鏡』によれば、仁平年中(一一五一～五四)には板井種人・種遠父子は宇佐宮領であった豊前国仲東郷城井浦(現京都郡犀川町)田地二八七町歩余を地頭と号して押領し、さらに同郷内幡野浦(現犀川町)にも濫妨を行つたという。そしてその所領は田川郡柿原名(現大任町)・京都郡稗田荘(現行橋市)・仲津郡元永村(現行橋市)・仲津郡城井郷(現犀川町)・築城郡伝法寺荘(現築城町)など広範囲に及び、城井浦の神楽城を本拠地として活動した。また種遠の女は宇佐大宮司公通の子公房に嫁しており、この二大勢力の結合で当時の豊前国における強力な平氏与党を形成していたことがわかる。

しかし平氏滅亡後、板井氏の所領は没収され、そのほとんどは宇都宮信房に与えられた。



第18図 京都・行橋地方の主な遺跡図

